

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程のあら
まし

- 1 企業長が分任金銭出納員の事務を委任する職の変更を行います。
- 2 資金を前渡される職員に充てる職の変更を行います。
- 3 この規程は、公布の日から施行します。